

## 遼制之研究 島田正郎著

昭和二九年三月 三和書房東京支店  
B5版 本文七六一頁 四〇〇〇圓

従來、「遼制」は殆んど研究の對象とはされなかつたといえよう。わが國において「滿洲歴史地理」、さらに「滿鮮地理歴史研究報告」より以來、ひたむきにおしすすめられた遼代史研究において、この法制ならびに禮制の面のみはいはば空白にも等しい状態がつづいていたのであった。それは、重熙新定條制の名で知られた最も重要な成文法典をはじめとして、一切の成文法典・禮典が夙く亡んで傳わらぬ上に、當代の史料がきわめて乏しく、従つて研究の過程頗る困難なるにもよるのであらう。しかも法制をオミットして遼の國家・社會の究明にあたることはきわめて危険といわねばならない。本書の著者はすでに東大在學當時、遼の社會組織の研究に當つて遼代法制研究の重要性に著目された由であるが、昭和十四年よりの北京留學において、各種の史料を旁搜して遼代法源の復舊に努め、歸國のち、まづ刑罰法典の復舊に着手、やがてその成果たる「遼律之研究」は瀧川政次郎博士との合著として昭和十九年初、世に送られた。同年三月、東方文化學院に著者を訪れた筆者にたいして、すでに「遼令之研究」の述作略成りしを告げ、引きつづき「遼禮之研究」の著作にあたる旨を告げられたが、やがてそれらの成果は逐次刊行の運

びとなつたのであった。しかるにそれら草稿のすべては印刷の途上にあつて戦火のため烏有に歸し去つたのであるが、この痛手に屈せぬ著者の努力は、遼律・令・禮の三部作を一本にまとめて本書の草稿をまとめ上げられたのであつて、それは昭和二十四年末のことに屬する。

あたかもこのころ、K・A・ウィットフォゲル氏の大著「History of Chinese Society, Liao.」(March, 1949)の刊行をみ、同書の中、總論の部分のみは早く、一九四六年に刊行されたが、その中に盛られた「中國征服王朝理論」は著者島田博士の見解と相いれぬものをもつ。すなわち、この「理論」によれば、秦以後の中國社會史は典型的中國社會と征服王朝の社會との二類の基本的カテゴリーに大別されるが、遼と金とは征服王朝型のうちで、前者は文化的對抗者、後者は文化的屈服者として代表的であり、清朝は兩者の中間型として考えられ、これら一連の征服王朝は、いかにこれらの異民族的・野蠻的背景があるにせよ、中國人大家の上におけるかれらの主權は、かれらを中國社會のいかなる歴史においても肝要な部分たらしめているが故に、かならず中國社會史の研究範圍に入れねばならないとし、征服王朝の最初のタイプを遼にもとめるのである。この理論にたいしてはすでに昭和二十五年、田村實造博士(史林三三卷一號・アメリカにおける東洋史學研究の一動向)・小林高四郎博士(現代中國辭典頁五五四―六)によつて紹介・批判が試みられたが、著者が昭和十九年秋物された「遼代社會史研究」は、この理論と見解を異にする年來の主張を重ねて明らかにすべく、昭和二十七年初頭、公にされた。すなわち、同書によれば「非漢族が漢族を征服し

て樹立した支那史上の王朝という意味に要約出来る」この理論は、「北魏の如き、或は元・清を稱したのちの二王朝の場合にあっては適切であつても、遼國の場合には妥當でない」とされ、その理由として、遼の統治組織には漢族國家の系列に入らぬ獨自のものがあつて、その法律・制度一般も漢族固有の法系には屬せぬものであり、まして統治の根柢をなす政治道德の在り方においては、明瞭に漢族の儒教主義を排斥・否定して、獨自の思想を盛つたことをあげられている。そして「遼を以て支那史上における征服王朝と目せずして非漢族の國家と指稱し」これを「支那史の系列から除外して、北亞細亞史もしくは廣く東亞大陸史の一齣として扱うのが至當」とされる。

かつて著者が遼・金の本質的差異を説かれた際、遼は蒙古史の一齣として、金は滿洲史の一時代として理解すべしとしたその考え方（歴史學研究九九號・昭和一七年）はなお貫かれていたのであるが、さきの書に盛られた所説の論據をなすのが實に本書「遼制之研究」なのであつて、今次の公刊はまさしく學界の要望にこたえたものといえよう。

本書の構成は總論・各論の二編に分たれ、各論は「新定條制」、「禮書及び遼朝雜禮」の二部より成る。まづ、各論からみるに、二部いづれも「検討の方法と資料」の一章からはじめられる。新定條制の中、刑罰法に關しては、遼史刑法志からえられる知識を經とし、紀傳より抽出した裁判例を緯として、これを唐律の諸條項の趣旨に照らし、制定法の規定を逆推せんと試み、かくして存在を確認された遼律の條文は唐律の篇目に從つて分類された。それは「専ら叙述の便に出た」とされ、より根本的には、舊著「遼律之研究」

（頁八一）にいわれた如く、遼律も恐らく唐律の篇目をそのまま踏襲したであらうとの推斷に立脚し「成文法としての遼律の構成に、少しでも近づ」かんとする企圖が、ここにも依然みられるといえよう。すなわち、第二節の名例律よりはじめて、衛禁律・職制律・戶婚律・既庫律・擅興律・賊盜律・鬪訟律・詐僞律・雜律・捕亡律・斷獄律の順に叙述がすすめられるが、その結果についてみるに、律の條文そのものを復原しえたものは一條もなく、從つて成文法典としての遼律の復舊は、これを遂げえなかつたのは、史料制約のいたすところとしてやむをえない。しかしながら、その存在を確認しえた個々の規定を通じて、當代の刑罰法の内容を論ずることは可能なのであり、個々の規定の各々が唐律の趣旨に立脚したものと推斷されることによつて、遼の立法者が唐律の繼受に當つて、如何様にこれに検討を加え、以て自國の國情に適合するように修正したかが明らかにされた上に、契丹固有の慣習が、いかなる面において採り入れられて成文化されたかという實情も詳かならしめられた。すなわち、遼律が答を省いて杖徒流死の四刑としたことは、契丹人が中國の宇宙觀に煩わされず、漢法に盲従しなかつたことを語るものとして注目されるのであり、沙袋、木劍、大棒、骨朶、射鬼箭、騎踐、罰使絕域、生瘞、投高崖、籍沒、終身徒刑、黥刺、觸神蘇罪、闖入木葉山罪、竊盜罪など契丹固有法的要素が遼律に保存されたことも、他法典にみられぬ遼律の特色といわねばならない。そして、これら規定を以て重熙新定條制中の刑罰法とするのは、甚しい誤ではないと結ばれたのち、新定條制の他の半面をなす非刑罰法の内容に検討を加えられる。ここでもまた、唐令の篇目による分類がなされており、

祠令・戸令・選舉令・封爵令・宮衛令・軍防令・衣服令・儀制令・  
 鹵簿令・樂令・公式令・賦役令・厩庫令・關市令・捕亡令・獄官令  
 ・營繕令・喪葬令・雜令の順にときすめられた結果、その多くが  
 唐令を母法とすることが究明された。しかも遼の立法者は唐令の諸  
 條を鵜呑みにしたのでなく、各條項を検討して、契丹固有の政治的  
 經濟的條件に基いて取捨撰擇し採擇したものについても、一々これ  
 を國情に沿うべく改めているのは、遼令の特色の一としてあげられ  
 よう。さらに、その顯著な特色として、契丹固有の慣習法を成文化  
 したことが指摘せられるのであって、たとえば、民族祭たる祭山儀  
 の意義・形式が祠令の中に規定された一事の如き、國家の祭祀に民  
 族固有の形態を存せしめたものとして注目される。ところで、遼令  
 の復舊に際し、官品令・職員令・學令・祿令・考課令・田令・倉庫  
 令・醫疾令・假寧令の篇目に關する條項は一條も求めえらなかつた  
 のであるが、それは遼の令にこれらの條項を欠いたことをしめすも  
 のではなく、遼の立法者は、唐令繼受にあつて、その一部のみで  
 はなく全般にわたつて検討を加へたものと判定せられている。

以上を以て新定條制の考察を了え、禮制の部門へすすんだ著者は  
 遼史本紀をはじめ、遼宋の文献を涉獵して禮制關係資料を蒐集、こ  
 れを遼史禮志の典禮記事と對照したのち、大唐開元禮の記事と比較  
 検討することによつて、禮書及び遼朝雜禮の原形復舊を企てた。そ  
 の篇目は遼史禮志の順序に従ひ、吉禮・凶禮・軍禮・賓禮・嘉禮、  
 さらに歲時雜儀に分たれる。まづ、吉禮二一項の内容を検討された  
 結果、祭祀の禮の基盤が契丹族固有のシヤマニズムであつたことは  
 掩うべくもなく、それは、遼の政治道德のあり方が儒教主義とは別

もであつたことを明證するものとされたのである。次に、喪葬儀  
 ・喪服制度より以下、凶禮一〇項の探求においては、それが中國禮  
 制の形式を繼受しながら、よく固有のシヤマンの宗教觀が保存され  
 ていることに注意され、吉凶二禮に次いで固有の色彩濃厚な軍禮に  
 ついては、禮志の記載が他の諸禮に比して荒削りなために、典禮の  
 形式を窺ひ難く、禮志の記事の詳しいものも、臘儀の如く、中國の  
 禮制を殆んどそのまま叙べたり、皇帝親征儀の如く、雜然と事實を  
 したるにすぎないのは、掠奪・戰鬪の機會多い契丹人であつて、  
 それに關する神事が日常茶飯のこととなつていたため、國の典禮と  
 して洗練を経なかつたものと解釋せられる。しかも逆にいえば、シ  
 ヤマンの世界觀を抱いた遊牧民契丹人はその牧畜・狩獵・漁撈乃至  
 掠奪・戰鬪の行爲を「獨自の規範」によつて律したと考えられ、こ  
 の獨自の規範から法的諸制度を去つたものがすなわち軍禮と解せら  
 れるが故に、軍禮研究こそはこの獨自の規範に近づくみに他なら  
 ないとされる。つづいて、賓禮については、それが中國禮制により  
 宋使謁見の禮は唐禮によらずして宋禮によつたことを認められた。  
 中國禮制をそのまま受けたものである以上、この賓禮から「契丹  
 人の尊卑の分にたいする原初的意識」を探ることはきわめて困難と  
 せねばならない。これにつづく嘉禮も、その多くが中國禮制によれ  
 るがために、この面から禮と契丹人の社會生活との關係を求めるこ  
 とは難しいけれど、必しも中國禮制を鵜呑みしたのでないことは、  
 生母にたいする特別な感情を反映して皇太后に關する儀制が立てら  
 れたことにも徴せられるのであり、かつ、中國禮制の受容にあつた  
 て、支配階級は影響濃厚に、これにたいし、被支配階級では薄かつ

たろうとせられる。最後に歳時雜儀であるが、正旦・立春・人日・上元より再生儀にいたる一七の儀制の内容を檢討された結果、契丹人固有の習俗から出たもの二、漢俗を繼受したものの五、兩者の混じたとみられるもの七、趣旨は漢俗によりつつ、内容は固有の習俗によつたと認められるもの三の四種に分類された。固有の生活の中に生れた年中行事に、契丹人固有の習俗の映じたもの多しは當然であるが、さらにそれは民衆の生活に即したものであり、その中に民衆の生活感情が強く映じているが故に、その檢討は禮の本質を究める上に重要である。實際、辟邪・辟病などの目的のため、特殊行爲を行う行事となつて現われているが、それこそは「民衆が、國家・社會の庇護に期待出来ない、最後のあがきのあらわれ」なのであり、中國の律令を基本法として繼受した遼に於つて、民衆の生活を規範したものがシャマニズムの呪術力であつたことは重要視されねばならない。

以上著者の並々な努力によつて、遼の法源の復舊はとげられ、その結果、遼制が形式的には唐の律令格式および禮の体系に倣いつつも、内容においては著しく異なることが實證された。従つてそれは、中國法史の体系にいれることは出来ないものであり、「支那法の体系と乾燥アジアの法の体系との混血兒」(總論頁五)たる遼制の東洋法史における地位は改めて檢討されねばならない。しかも、この頗る特色に富む遼制の現實面が如何であつたかということ、いいかえるならば、遼の民衆の法律生活が如何なるものであつたかということが、著者の次の課題となつた。著者がもともと遼制探求にふみ入つたのは、よつて以て遼の社會組織を究めんがためであり、この

探求の上に立つて遼「代社會史研究」の述作はなされたのであつた。しかし乍ら、それは「専ら爲政者の側から見たもので、民衆のなかに入」らぬものであり、さきの年中行事にみられた如く、シャマン的呪術力の規範下にあつたと考えられる民衆の生活を究めるためには、まづシャマニズムの本質が明らかにされねばならない。著者のこの面における新なる努力が實を結んで、われわれの行手にさらに指針を與えられんことを期しつゝ紹介の筆をおくものである。

(岡崎精郎)

## 明代滿蒙史料 (明實錄抄) A5判

既 滿洲篇一 五六五頁 八〇〇円  
 (刊) 蒙古篇二 六八〇頁 九〇〇円

皇明實錄の中から蒙古民族及び滿洲諸民族に關する一切の記事及び明朝の政治、經濟、軍事等にわたる對滿蒙政策をもあわせて抄録したもので、これを二部に分け、諸稿本を彼此對校したものである。

全十五卷の豫定。頒布部數極めて僅少につき、豫約をうけつけます。

東洋史研究室内

滿蒙史料刊行會